

# 電気事業法の改正について (御報告)

令和 4 年 6 月 2 9 日  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

# 電気事業法の改正（令和4年6月15日成立）

- 第208回通常国会において、令和4年6月15日、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号。高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一括改正法案）が成立。
- 本改正により、電気事業法において、① **認定高度保安実施設置者に係る認定制度**、② **小規模事業用電気工作物に係る届出制度等**、③ **登録適合性確認機関による事前確認制度**、の3制度が導入。

## (1) 認定高度保安実施設置者 (2) 小規模事業用電気工作物 (3) 登録適合性確認機関による事前確認制度

**「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」を国が認定**

**<認定基準>**

① 経営トップのコミットメント	② 高度なリスク管理体制
③ テクノロジーの活用	④ サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応

**<認定事業者に係る特例>**

- 保安規程の記録保存(届出省略)
- 主任技術者選解任の記録保存(届出省略)
- 定期自主検査の実施時期の柔軟化
- 使用前・定期の安全管理審査を省略

**小規模な再エネ発電設備を「小規模事業用電気工作物」に分類**

**<対象設備>**

- 太陽電池：10kW以上50kW未満
- 風力：20kW未満

**<規制措置>**

- ① 技術基準適合維持義務
- ② 基礎情報の届出
- ③ 使用前自己確認結果の届出

※ 施工業者やO&M事業者等へ確認業務を委託する場合、委託先の情報を届出

⇒①②は既設の再エネ発電設備も対象

**登録適合性確認機関が工事計画届出を事前確認（当面は風力発電設備のみ対象）**

**事業者**

① 依頼 → 登録適合性確認機関

登録適合性確認機関：現地の風条件・運転条件を踏まえつつ、設備設計の妥当性を確認

② 届出 → 経済産業省

経済産業省：工事計画の審査

技術基準への適合性

- 円滑な供給確保
- 環境影響評価の反映

③ 回答 → 事業者

事業者：工事開始

# 改正法の施行期日

- ① 認定高度保安実施設置者に係る認定制度の施行時期は、公布（令和4年6月22日）より1年6月を超えない範囲。同様の制度を導入する他法令（高圧ガス保安法、ガス事業法）との整合性も確保しつつ、認定要件等の整備を進める。
- ② 小規模事業用電気工作物に係る届出制度等及び③ 登録適合性確認機関による事前確認制度は、今秋までに制度設計を具体化し、令和5年3月中の施行を目指す。
- 円滑な制度実施のため、早期の詳細設計と幅広い周知を実施。

## <施行期日>

①認定高度保安実施設置者に係る認定制度	公布より <u>1年6月</u> を超えない範囲
②小規模事業用電気工作物に係る届出等	公布より <u>9月</u> を超えない範囲
③登録適合性確認機関による事前確認	//

# 高圧ガス保安法等（※）の一部を改正する法律案の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律

## 背景

- ✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

## 法案の概要

- ✓ (1) スマート保安※の促進、(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

### (1) スマート保安の促進

- ✓ 「**認定高度保安実施事業者制度**」の創設【高圧・ガス・電力】

「**テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者**」を**厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す**。

- ・ 許可・事前届出を**事後届出・記録保存**へ
- ・ **国等と事業者双方が行う検査**を事業者による検査のみに
- ・ 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化** 等

⇒ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

### (2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

- ✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し**【電力】

**小規模な太陽光・風力発電設備**※を、「**小規模事業用電気工作物**」と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- ・ **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- ・ **技術基準維持義務、使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

<太陽光パネルの崩落>



<風車の羽根の脱落>



令和3年4月～12月  
未までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

- ✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化**【ガス】

**災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け**。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

### (3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

- ✓ **燃料電池自動車の規制の一元化**【高圧】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化（**高圧ガス保安法から適用除外**）。

- ✓ 「**登録適合性確認機関**」による**確認制度の創設**【電力】

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）が**技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。

(法令)道路運送車両法  
(所管)国土交通省



(法令)高圧ガス保安法  
(所管)経済産業省

## ○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月11日 衆議院）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本改正が産業保安分野におけるこれまでの事前規制を中心とする規制体系から新たな規制体系への転換を図るものであることを踏まえ、改正事項の運用に当たっては、**公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提**とし、我が国の**産業保安水準の更なる高度化と持続的な向上**を図るために必要な措置について**不断に検討を行う**こと。
- 二 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における「認定高度保安実施事業者」の認定及び安全管理検査の特例等の運用に際しては、**中小事業者であっても電気・ガス等の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧**並びに公衆及び保安作業者の**安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立**することができるよう、保安分野における**テクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援**等を通して、我が国全体の産業保安の水準が確保されるために必要な実効性ある措置を講ずること。
- 三 スマート保安の推進に当たっては、**テクノロジーの活用と人が担うべき保安とを相互に連携・融合**させつつ、より高度で強靱な保安管理体制を目指すものとし、デジタルトランスフォーメーションも見据えた**専門人材の活用**、熟練した技術者による中央・地方の事業者に対する**技術伝達の促進**、**若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援**等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すこと。
- 四 略
- 五 太陽光発電及び風力発電に係る小出力発電設備に対する規制の見直しにより、**二〇五〇年カーボンニュートラルの実現**に向けて有意義な小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、**再生可能エネルギーの導入と規制の実施とのバランスの取れた運用の在り方について引き続き検討を行う**こと。  
また、**基礎情報等の届出手続**については、**設置者の負担を軽減**するとともに、**事務処理の効率化**を図るため、**可能な限りのデジタル技術の活用**に努めること。  
さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて**立入検査等を通して十分に監視**し、その是正・改善に努めること。併せて、**いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止**、安全規制や立地規制等の**法令遵守の徹底**等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、再生可能エネルギー発電事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、**十分に周知徹底及び情報提供等を行う**こと。

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月14日 参議院）

政府は、本法施行に当たり、次の点に適切な措置を講ずべきである。

- 一 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における産業保安規制の運用に当たっては、公衆及び保安作業者の安全確保を大前提とし、今後のテクノロジーの進展等に的確に対応しつつ、保安水準の高度化及び持続的向上につながるよう、規制体制の不断の見直しに努めること。
- 二 認定高度保安実施事業者制度の運用に当たっては、重大事故等の防止に向けて、認定審査を厳正に行うとともに、適時適切な立ち入り検査等を通して保安の実施状況を十分に監視し、あわせて、テクノロジーの活用により発生し得るサイバーセキュリティに関するリスクへの対応に万全を期すこと。
- 三 テクノロジーと人が相互に連携・融合したより高度で強靱な保安管理体制の確立に向けて、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による技術伝達の促進、女性や若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に努めること。
- 四 スマート保安を促進し、我が国全体の産業保安水準を更に高度化する観点から、中小事業者であっても、必要な保安の実施、大規模災害時等における迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等、必要な実効性ある措置を講ずること。

五 略

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月14日 参議院）

（承前）

六 小規模な太陽光及び風力発電設備に対する規制の見直しにより、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な再生可能エネルギー発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、バランスの取れた規制の運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、可能な限りデジタル技術の活用を図るとともに、設備点検等に係る適切なマニュアルを整備すること等により、事業者の負担の軽減に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。あわせて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止も含めて、事業者による安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。

七 本法律案の審査において、改正事項検討の基礎となる認定事業所の法令違反件数に係る政府資料等に度重なる誤りが発覚したことは遺憾である。経済産業省においては、安全確保を大前提とすべき産業保安規制の見直しの検討の中で、かかる事態が生じたことを重く受け止め、再発防止に万全を期すこと。